

令和6年度 第12回  
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和7年（2025年）3月18日

日野市教育委員会

令和6年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和7年(2025年)3月18日(火)  
14時00分～15時15分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫  
委 員 真野 広 委 員 正留 久巳  
委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 正留 久巳

事務局出席者 教 育 部 長 中田 秀幸 教育部参事 長崎 将幸  
(兼教育指導課長)  
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子  
学務課長 成澤 綾子 教育指導課主幹 坪田 充博  
統括指導主事 前田 健太 生涯学習課長 須崎 晃俊  
教育センター事務長 田中 勉 図書館副館長 関戸 寿憲

傍聴者 1名

書記 庶務課庶務係長 岸本 洋輔  
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教育長職務代理者

高木 健夫

議事録署名

委 員

正留 久巳

## 議事内容

### 議案

- 第 5 5 号 令和 7 年度（2025 年度）の主要な取り組みの策定について
- 第 5 6 号 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について
- 第 5 7 号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について
- 第 5 8 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第 5 9 号 日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
- 第 6 0 号 教職員の内申の専決処分について
- 第 6 1 号 豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分について
- 第 6 2 号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 3 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 4 号 潤徳小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 5 号 日野第一中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 6 号 日野第四中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 7 号 平山中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 8 号 「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定について
- 第 6 9 号 日野市社会教育委員会議規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 7 0 号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 1 号 日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 2 号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 3 号 日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 4 号 日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則の制定について
- 第 7 5 号 日野市立学校施設の開放に関する規則の制定について
- 第 7 6 号 日野市立学校体育施設の開放に関する規則の制定について
- 第 7 7 号 日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の制定について

第 7 8 号 日野市立教育センター所長の任命について

第 7 9 号 教育委員会職員人事について

#### 請願審査

第 6-13 号 落選・義家弘介氏ら”反日教組議連”が 0 9 年 6 月文科省課長を呼び出し迫った教特法第 1 8 条 2 項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願

#### 報告事項

第 2 8 号 「第 4 次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について

(議事の要旨)

開始 14 時 00 分

[堀川教育長]

ただいまから、令和 6 年度第 12 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、正留委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 25 件、請願審査 1 件、報告事項 1 件です。

会議の進め方ですが、請願第 6-13 号は、議事の最後に審査をしたいと思います。

議案第 62 号及び議案第 63 号は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

議案第 64 号、議案第 65 号、議案第 66 号及び議案第 67 号は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 72 号、議案第 73 号及び議案第 74 号は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

議案第 75 号、議案第 76 号及び議案第 77 号は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

また、議案第 58 号、議案第 60 号及び議案第 79 号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第 6-13 号の審査は、公開する議事の最後に行います。

議案第 62 号及び議案第 63 号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案第 64 号、議案第 65 号、議案第 66 号及び議案第 67 号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 72 号、議案第 73 号及び議案第 74 号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案第 75 号、議案第 76 号及び議案第 77 号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案第 58 号、議案第 60 号及び議案第 79 号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をいたします。

なお、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室をいたします。

議事に入ります前に、事務局より発言を求められておりますので、発言を許可します。  
教育部長。

[中田教育部長]

教育部長でございます。

図書館副館長の関戸でございます。

[関戸図書館副館長]

関戸でございます。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

それでは、議事に入ります。

議案第55号 令和7年度（2025年度）の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第55号 令和7年度（2025年度）の主要な取り組みの策定について

[釜堀庶務課長]

総務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第55号 令和7年度（2025年度）の主要な取り組みの策定について御説明いたします。

提案理由でございます。令和7年度（2025年度）の主要な取り組みを策定するものです。

令和7年度の主要な取組は、第4次学校教育基本構想の推進と生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に区分して策定しております。

次ページ、2ページから7ページの項番27までは、第4次学校教育基本構想の推進に関する取組でございます。8つの事業を重点事業としております。

項番1、豊田小学校大規模改造事業、項番3、学校施設のLED化の計画的な推進、項番5、学校給食費の全額公費負担化、項番12、リソースルームティーチャー（個別学習指導）の役割拡充、項番17、多様な学びの場構築事業、項番21、学習者用端末更改事業、項番23、地域クラブ活動体制整備事業、項番27、地域学校協働活動の充実、以上8つの重点事業を中心に、令和7年度に取り組む主要な施策事業として27項目を挙げております。

項番28以降は、生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に関する取組でございます。2つの事業を重点事業としております。

項番29、文化財保護事業（日野宿本陣保存活用計画策定）、項番32、図書館及び学校図書館業務システム更新事業、以上2つの重点事業を中心に、令和7年度に取り組む主要な施策事業として5項目を挙げております。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。高木委員。

[高木教育委員]

ただいま説明いただいた主要な取り組みの重点事業として、学校部門と生涯学習部門で合わせて10項目が示されておりますけれども、その設定の背景、考え方について伺いた

いと思います。よろしくお願いします。

[堀川教育長]

庶務課長。

[釜堀庶務課長]

重点事業の考え方についてでございます。

重点事業の選定に当たりましては、重点事業が教育委員会評価の対象事業となることを踏まえ、特に確認、点検をすべきもの、また、経常的な事業よりも新規、拡充の事業を中心に選定しているところでございます。

以上でございます。

[高木教育委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

さっき御説明がなかったんですけれども、議案書の9ページの内容なんですが、特に黄色のマーカーとか、下線を引かれているところがあるので、その辺の注釈を教えていただければと思います。

[堀川教育長]

庶務課長。

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

この9ページの重点施策うち、黄色のラインが引いてあるものが主要な取り組みに落とし込まれております。そのうち、下線のある事業につきまして、重点事業となっているものでございます。

以上でございます。

[真野教育委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

提示いただきました令和7年度（2025年度）の主要な取り組みの策定に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和7年度は、学校教育部門及び生涯学習部門より、主要な取り組みとして、合わせて32項目の事業が提起され、うち10項目が重点事業に選定されております。基本的に各事業については、学校部門としては第4次学校教育基本構想の推進、生涯学習部門については生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に向けて、いずれも妥当な事業と判断しております。特に、日野市の財政状況が厳しい中であっても、厚く予算配分されており、引き続き教育行政に理解と多大な支援をいただいていることに大きな責任も感じているところ

であります。

今後に向けまして、関係者で認識を合わせながら事業活動を推進し、着実に成果を積み重ねていくことが大切と強く感じております。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

私もこの令和7年度の主要な取り組みについて、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

来年度の予算化に向けては、12月に、市長、副市長に御説明した内容を漏れなく盛り込んでいただいていると思います。

また、先ほど御質問しましたが、議案書の9ページの施策マップにおいて、第4次日野市学校教育基本構想及び日野市生涯学習推進基本構想・基本計画に関連づけて、各施策をまとめていただいている点は、見やすく、評価できる内容だと思います。

その施策ですが、令和7年度から新規に取り組むテーマ、令和6年度から継続、拡充するテーマなど多岐にわたっておりますので、今後はPDCAのサイクルで各テーマの実施状況を振り返るなど、推進をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

令和7年度の主要な取り組みの策定について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

いずれも教育の充実及び第4次学校教育基本構想の具現化に向けて重要な事業ばかりですが、特に授業改善や指導法の工夫、改善への取組が研究される特色ある学校づくり推進事業や、各学校のプロジェクトなど、第4次日野市学校教育基本構想の推進事業については、教育内容の充実に関わる基本的なものでもあるので、確実に推進できるように、学校現場と連携を確実にしていただきたいと思います。

次に、「多様な学びと学び方」プロジェクトでは、不登校支援事業についても様々な事業が展開されますが、学校や家庭それぞれの関係機関が連携を密にして、個に応じた対応ができるように進めていただければと思います。

特別支援教育については、第6次特別支援教育推進計画の見直しがなされることとなっておりますが、これは市の特別支援教育の基本を成すところでもあるので、実効性のある形で見直しを進めていただきたいと思います。

積極的な取組が図れるように連携を密にしてほしいと思っております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

令和7年度の主要な取り組みについて、賛成の立場で意見を述べます。

新規、拡充を合わせて10の重点事業を含む32の事業について、いずれも総合教育会議にて挙げた内容が盛り込まれており、予算も教育に厚く御配慮いただいたものとなっていると思います。

事業の実行に当たっては、進捗度を確認しながら、着実に進めていただきたいと思います。また、学校と地域、家庭との連携が重要であると思いますので、理解、協力が得られるよう丁寧な説明をしていただき、みんなでつくっていく姿になるよう期待いたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げたいと思います。

令和7年度の主要な取り組みについては、新規、拡充を中心とした32項目が挙げられております。そして、令和7年度重点施策においては、分かりやすさなどの観点、また、市の予算計上を伴わない取組を含めるなどの観点から、少し仕切り方は変わりますが、昨年度公表したものからの進捗として、50項目が黄色のマーカーとなっておるところです。

令和6年度は、一部重なるものもありますが、新規、拡充が39項目でしたので、様々な施策に前進の見られた今年度、令和6年度にも増して、令和7年度は大きな前進が見られるところであります。

いずれも、第4次構想とまなびあいプランを踏まえた重要な内容であり、次年度に向けた教育委員会の取組の全体像がプロジェクトごとに簡潔にまとめられている文書になっております。

一般的な計画については、行政計画は5年後までを見通してというふうに策定されているものが多いですが、この重点施策の並びを見ましても、施策集のような形で、5年前の段階であらかじめ計画をしておくことは困難な施策が多いということを実感するところではあります。

一方で、臨機応変に現場の課題や行政ニーズに応じて、新規事業も含めて検討していくという意味では、行政側の事務局の負荷というのは大変大きいものと思います。その中で、今回の議題となっているこれらの文書が、現場の課題や現場から寄せられている様々な意見、そうした意見を踏まえた財政当局等との予算折衝などを踏まえた、次年度に向けた1つの仕上がりということになるかと思います。

これだけの仕上がりにもって持ってきた事務局の尽力について、まず、心から称賛をしたいと思います。その上で、市長を筆頭に、現場を含めた様々な関係者の力でここまでたどり着いているということに感謝を申し上げたいと思います。

これらの施策が現場に届き、現場をよりよくすることにつながるということを期待したいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。令和7年度（2025年度）の主要な取り組みの策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔堀川教育長〕

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第56号 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について

〔釜堀庶務課長〕

議案書11ページを御覧ください。議案第56号 日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について御説明いたします。

提案理由でございます。令和7年度から40年間を計画期間とする日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画を策定するものです。

次ページ、12ページを御覧ください。本計画の素案につきましては、令和7年1月21日から2月19日までの期間でパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

実施期間中に、1名の方から3件の御意見をいただきました。御意見の概要と教育委員会の考え方、計画への反映については、13ページ、別紙1のとおりでございます。

また、パブリックコメント実施後に、教育委員会や庁内関連部署からの御意見や事務局での精査結果により、計画の内容を変えない範囲で8件の修正や追記を行っております。内容につきましては、14ページ、別紙2のとおりでございます。

これらの修正等を反映したものが、別冊で御用意している推進計画案でございます。本定例会にて御審議いただいた後、正式な計画として決定いたします。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔堀川教育長〕

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

〔高木教育委員〕

提起いただきました日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

提起いただいた本推進計画は、検討委員会で議論を重ねるなど、大変丁寧に検討、作成された40年間にわたる大変長期の推進計画と理解しています。

学校施設の整備に向けたコンセプトとして、「みんなが楽しく通いたくなる学校」を掲げており、今後の展開を大いに期待しているところです。

推進計画の具体的な実施時期や内容については、個々の事業ごとに今後の中で検証すべ

き事項や課題も多いかと思います。その際には、児童生徒や教職員等の各学校関係者との意見交換なども行い、意向を十分に把握しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

私もこの計画に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回、市民の皆さんからいただいたパブリックコメントの件数は少なく、残念な思いもありますけれども、これまで学識経験者、学校施設、社会教育施設を利用する関連団体の代表、公募による市民、行政部門関係者等、多様な方に参画をいただいて検討委員会を立ち上げるとともに、教員へのアンケート、子供たち、高校生なども巻き込んで、多様な意見を集約して作成したものであると認識しております。

今後は、市民の皆さんにさらに関心を持って見ていただけるよう配慮しつつ、関連計画の改定や社会情勢の変化などを踏まえて、計画期間が40年間の長きにわたりますので、随時適切な見直しを行うことも含め、進めていただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

未来を今の時点で見据えた長期の計画であり、日野市の教育、社会教育施設の基をつくっていくものであり、必要かつ重要なものであると思います。

今後とも推進していく上で様々な視点を持ち、皆でよりよく育て、実行していく計画でもあると考えます。よろしくお願いします。

また、今回のパブリックコメントでは、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画について、賛成の立場で意見を申し上げます。

大変に長期の計画ではありますが、将来の人口推移、学級編制、避難所機能、多様な学び、医療的ケアやバリアフリーなど多岐にわたる切り口で現状の把握と分析を行い、随所に教員アンケート、検討委員会からの意見を示し、方向性を定めている点を評価します。

ここで示されている意見は大変重要で、行政が一方的に方向性を定めたものではないことを示しています。また、ワークショップによる高校生も含めた児童生徒たちの子供たち

の意見、また、地域の声も反映され、まとめられています。これらの意見が個別具体の計画を行う際に生かされることを期待しています。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げたいと思います。

本計画の策定に当たっては、検討委員会、ワーキング、教育委員会定例会を含め、累次にわたる議論を重ね、また、検討過程においては何度もワークショップを行い、子供も大人も含めて、様々な関係者の意見を踏まえて策定に至っているものと思います。

今回報告のあったパブリックコメントを経て、本日決定いたします推進計画が、今後40年を見据えた3年がかりのプロジェクトの成果物となります。この策定のために心血を注いできた事務局の担当者には賛辞を、また、策定に関わっていただいた全ての関係者には感謝を申し上げたいと思います。

次年度は、本計画を踏まえ、日野本町地区の再編を含めた個別のプロジェクトに取り組む次のフェーズに入ります。この部分が新たな学校づくり・社会教育施設づくりとして、計画が具体的な価値を生んでいく部分になりますので、次年度以降のいい仕事をぜひ期待させていただきたいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第57号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

[釜堀庶務課長]

議案書15ページを御覧ください。議案第57号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。第四幼稚園の閉園その他所要の整理を行うため、日野市教育委員会公印規程の一部を改正するものです。

改正内容について、新旧対照表にて御説明いたします。

恐れ入りますが、19ページをお開きください。第4条として、印影の保存に関する規定を新たに加えます。

第5条では、廃止された公印の保存年限を日野市公印規程に合わせ、5年間に変更いた

します。

第6条では、日野市公印規程を準用するに当たり、必要な読み替えについて、新たに規定するものです。

次ページをお開きください。別表第1、別表第2について、第四幼稚園の閉園に伴い、公印を廃止するものです。

22ページをお開きください。第1号様式、印影簿を新たに加えるものです。

恐れ入りますが、18ページにお戻りください。この規則は、令和7年4月1日から施行するものです。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。学務課長。

○議案第59号 日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

[成澤学務課長]

学務課長でございます。

議案書25ページをお開きください。議案第59号 日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてでございます。

提案理由でございます。委嘱している学校薬剤師から、令和7年3月31日をもって辞退する申出があったため、その後任者を新たに令和6年度、7年度の学校薬剤師として委嘱するものです。

議案書26ページをお開きください。1、日野市立学校の学校薬剤師委嘱者でございます。こちらに記載のとおり、小学校、中学校共に各1名となっております。

2、学校薬剤師の任期でございます。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで前任者の残任期間となります。

3、日野市立学校の学校薬剤師辞退者でございます。こちらに記載のとおり、小学校、中学校共に各1名となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第61号 豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第61号 豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分について御説明いたします。

議案書29ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第17条の規定に基づく委員解任について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により解任を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

次ページ、30ページを御覧ください。解任された方でございます。

解任日は令和7年2月28日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。豊田小学校学校運営協議会委員解任の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり承認されました。

議案第62号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いいたします。教育部参事。

○議案第 6 2 号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

○議案第 6 3 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第 6 2 号及び議案第 6 3 号について、まとめて御説明いたします。

初めに、議案第 6 2 号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

議案書 3 1 ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、3 2 ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。名簿の左から氏名、住所、また、備考欄には、保護者、地域住民などの選出区分を記載しております。一番右には、今回の任命により何期目になるかを記載しております。

任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間でございます。

続きまして、議案第 6 3 号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

議案書 3 5 ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、3 6 ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

1 件ずつお諮りします。

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 4 号 潤徳小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第 6 5 号 日野第

一中学校学校運営協議会委員の任命について、議案第66号 日野第四中学校学校運営協議会委員の任命について、議案第67号 平山中学校学校運営協議会委員の任命についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

- 議案第64号 潤徳小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第65号 日野第一中学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第66号 日野第四中学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第67号 平山中学校学校運営協議会委員の任命について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第64号から議案第67号について、まとめて御説明いたします。

議案第64号 潤徳小学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

議案書39ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、40ページを御覧ください。今回任命される方でございます。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

続きまして、議案第65号 日野第一中学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

議案書41ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、42ページを御覧ください。今回任命される方でございます。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

続きまして、議案第66号 日野第四中学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

議案書43ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、44ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

続きまして、議案第67号 平山中学校学校運営協議会委員の任命について、御説明いたします。

議案書45ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、46ページを御覧ください。今回任命される方でございます。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

議案第64号から67号の潤徳小学校、日野第一中学校、日野第四中学校、平山中学校の4校は、令和7年度から新たに学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール制度を導入する学校となります。

令和6年度までにコミュニティ・スクール制度を導入している8校に加え4校が加わることで、日野市立学校では12校がコミュニティ・スクール制度を導入することとなります。また、令和7年度からは、中学校においてもコミュニティ・スクール制度に基づいた学校運営を行うこととなります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。正留委員。

[正留教育委員]

学校運営協議会委員の任命に関して、現職の議員の方がいましたが、問題はありませんか。

[堀川教育長]

教育部参事。

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

学校運営協議会委員には、一定の政治的中立性が求められておりますが、市議会議員が学校運営協議会委員になれないという明確な法令、規程は存在しません。

文部科学省地域学習推進課に問い合わせたところ、学校運営協議会に地方議員が地域住民や保護者の立場で参画すること自体は禁じられるものではありません。ただし、地方自治体において、公立学校としての公正性、公平性、中立性に十分留意して、委員の任命を行うことが必要であることを確認しました。

また、日野市学校運営協議会規則第9条第2項では、委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用することを行為として禁止しておりますが、明確な禁止規定は存在しない状況でございます。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ、意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

意見というか、要望させていただきたいと思います。

ただいまの質疑応答の回答にあったんですけども、当該の方には、公立学校としての公正性、公平性、中立性を十分に留意するように周知をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

高木委員からのお話がありましたが、私も全ての委員の任命に当たって関連することかと思いますが、先ほど事務局からの説明にもありました日野市学校運営協議会規則の内容に基づいて、改めて、委員の任命に当たっては丁寧に進めていただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

1 件ずつお諮りをいたします。

潤徳小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

日野第一中学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

日野第四中学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

平山中学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 8 号 「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育指導課主幹。

○議案第 6 8 号 「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定について

[坪田教育指導課主幹]

それでは、議案書 4 7 ページをお開きください。議案第 6 8 号 「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定について。

提案理由でございます。日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの見直しを実施したので、日野市立小・中学校における働き方改革推進プランを改定するものです。なお実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日とするものです。

議案書、次のページをお開き願います。こちらは、日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの説明資料という形になります。

まず、1 番、目的・概要でございます。学校における働き方改革を推進するために平成

3 1 年 3 月に「日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を策定し、各校が創意工夫の上、取り組んできました。

令和 6 年 3 月には東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」を策定したこと、また、働き方改革推進プランの中間年度にあること等を受け、働き方改革推進プラン並びに働き方改革推進プランの実行プログラムの内容や、これまでの取組状況を見直し及び点検し、働き方改革推進プランを改正することとしました。

2 番目です。日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの改定日でございます。令和 7 年 4 月 1 日を予定するものでございます。

3 番目、主な改定内容でございます。

1 つ目、推進プランと実行プランを 1 つにまとめて、これからは管理してまいります。

2 つ目、取り組みの方向性について、既存 8 つの柱から都が示す 5 つの柱へ取り組みの方向性を整理いたしました。

3 つ目、新しいプランでは、新規、既存合計 20 本のプログラムで推進していきます。

その他については、詳細は次ページ以降、日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン改定版を御覧いただければと思います。

以上、説明は終了となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

提起いただきました日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン改定版について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

改定版に記載されました目的、目標値、取り組みの方向性等について、適正で妥当なものと判断しております。特に長時間労働は、いまだに大きな課題です。解消に向けて着実に取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの改定について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

御存じのとおり、教員の働き方改革は待ったなしの状況であり、喫緊の課題であります。勤務時間の目標値を定めて取り組むことは、もちろん大切なことではありますが、何のために勤務時間を減らすのかを常に見失うことなく、働き方改革で捻出した時間があればこそ、第 4 次日野市学校教育基本構想の「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」、その力を育むことができた、その効果が実感できるよう進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

日野市立小・中学校における働き方改革推進プラン改定版について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

学校現場において、働き方改革推進は喫緊の課題です。子供にとっても、教員にとっても、教育の質の向上は重要です。教員が授業の指導法、工夫改善に意欲的に取り組み、学びの質を向上させ、子供一人一人にきちんと向き合うことが教員としての本来業務です。

本プランは、様々な取組が示されていますが、新規取組についても随時効果を測定し、次に生かし、展開していくことが肝要であると思います。特に、意識改革・風土改革については大事な取組だと思います。学校、家庭、地域の連携を確実にするためにも、地域、保護者などへの情報発信は極めて大切で、本プランの成果に関わる場所でもあると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

働き方改革推進プランの改定版につきまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

働き方改革は、教職員の心身の健康保持と児童生徒のための授業改善や研究の時間を確保するために重要なことであると理解しています。

学校には、様々な立場で教職員をサポートする人材が配置され、その配置の拡充も進んでいます。業務の精査と外部人材の活用は相互に深く関わっておりますが、現場の先生方が業務を抱え込まず、安心、信頼して人に任せることができ、本来の質の高い教育に力を発揮できるよう、皆で意識を改革するとともに、保護者にも理解や協力を得られるよう丁寧に説明していただきたいと考えます。

また、働き方改革の好事例の収集及び共有も積極的に行っていただきたいと思ひます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げたいと思ひます。

働き方改革に関する平成31年の現行プランの策定から6年がたって、見直しを行ったというものであります。この間、現行のプランとしてどうだったか、どれくらい取組が進んできたかということを簡単に振り返りたいと思ひます。

平均時間外勤務時間に関しては、小学校で令和元年に約30時間だったところが、令和6年度には、これは10月までの数字でありますけれども、約21時間ということで、約3割減っております。中学校に関しては、令和元年度、約31時間だったところが、令和6年度、約23時間ということで、こちらも約3割減っているという状況でございます。

直接の比較はできないので参考にはなりますが、令和4年度に国が行った勤務実態調査では、小学校の時間外在校等時間が小学校で41時間、中学校で58時間だったというこ

とを鑑みれば、日野市の取組はかなり進んでいるという見方ができるのかなと思います。

今回の新しいプランの目標にもなっております45時間以上の在校等時間に関する数字で申し上げますと、令和元年の時点で延べ3,894人だったところが、令和5年度には1,671人と約6割減少しております。また、過労死ラインと言われる80時間以上については、令和元年度の867人から、令和5年度は延べ265人ということで、約7割減少しております。この数字にも見られるとおり、この間の事務局と現場の努力に感謝を申し上げたいと思います。

働き方改革が各学校で進んできている中であって、授業改善や教材研究の時間など、よりよい教育のために頑張れば時間がかかるというものをどこまでやるかという難しさがあるという現場の声は私の下にも届いております。授業改善や子供と向き合う時間の確保のための働き方改革という視点も含めて、教員も子供も心身共に健康で、よりよい教育活動が展開できるよう、ひいては4次構想の教育理念の実現につながるよう、今回の改定を生かして、さらなる取組が進んでいくことを期待したいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。「日野市立小中学校における働き方改革推進プラン」の改定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 日野市社会教育委員会議規程の一部を改正する規程の制定について、議案第70号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について、議案第71号 日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について、議案第72号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第73号 日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第74号 日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則の制定についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。生涯学習課長。

- 議案第69号 日野市社会教育委員会議規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第70号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第71号 日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第72号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第73号 日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第74号 日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則の制定について

[須崎生涯学習課長]

生涯学習課長でございます。

議案書 6 1 ページから 8 4 ページにあります議案第 6 9 号から第 7 4 号について御説明いたします。

議案第 6 9 号 日野市社会教育委員会議程の一部を改正する規定、議案第 7 0 号 日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則、議案第 7 1 号 日野市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則、議案第 7 2 号 日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第 7 3 号 日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、議案第 7 4 号 日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則、以上の 6 件の規程及び規則の制定について、提案理由及び目的が同じですので、一括で御説明いたします。

提案理由でございます。生涯学習部門において、規程及び規則で設置している会議について、透明性の確保、開かれた行政の実現から、各規程及び規則について公開を原則する規定を追加し、また併せて、委員のオンライン参加を可能にする規定等も追加いたします。

なお、会議の公開に当たっては、傍聴に関する規定を新規で制定するものです。傍聴に関する規定では、傍聴を希望する場合は事前申込み制とし、傍聴に関する手続、傍聴のルール等を定めています。

これらの改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

1 件ずつお諮りします。

日野市社会教育委員会議程の一部を改正する規程の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 6 9 号は原案のとおり可決されました。

日野市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 0 号は原案のとおり可決されました。

日野市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 1 号は原案のとおり可決されました。

日野市郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

日野市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 3 号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会の附属機関の会議の傍聴に関する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 5 号 日野市立学校施設の開放に関する規則の制定について、議案第 7 6 号 日野市立学校体育施設の開放に関する規則の制定について、議案第 7 7 号 日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の制定についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。生涯学習課長。

○議案第 7 5 号 日野市立学校施設の開放に関する規則の制定について

○議案第 7 6 号 日野市立学校体育施設の開放に関する規則の制定について

○議案第 7 7 号 日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の制定について

[須崎生涯学習課長]

議案書 8 5 ページから 1 0 4 ページにあります議案第 7 5 号から 7 7 号について、御説明いたします。

議案第 7 5 号 日野市立学校教室等施設の開放に関する規則、議案第 7 6 号 日野市立学校体育施設の開放に関する規則、議案第 7 7 号 日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の 3 件の規則の制定について、一括で御説明いたします。

日野市立学校教室等施設の開放に関する規則については、現状、要綱で規定している学校教室等施設の開放について、現状に即したのものと見直すとともに、学校体育施設同様、規則で規定するものです。

また、日野市立学校体育施設の開放に関する規則については、新施設予約システムの導入など、現状に即したのものと見直しを行い、同実施細則と統合することで、実効性ある明確な規則とするものです。なお、統合に伴い、同実施細則については廃止します。

こちらの改正につきましても、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

1 件ずつお諮りいたします。

日野市立学校施設の開放に関する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

日野市立学校体育施設の開放に関する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 6 号は原案のとおり可決されました。

日野市立学校体育施設開放実施細則を廃止する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 7 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 8 号 日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育センター事務長。

#### ○議案第 7 8 号 日野市立教育センター所長の任命について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。

議案書の 1 0 5 ページをお開きください。議案第 7 8 号 日野市立教育センター所長の任命について御説明いたします。

提案理由でございます。令和 7 年 3 月 3 1 日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

議案書の 1 0 6 ページを御覧ください。所長の氏名及び住所につきましては、記載のとおりでございます。現在の所長を引き続き任命するものです。

任期につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年間です。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命についてを原案のとおり決することに

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第78号は原案のとおり可決されました。

報告事項第28号 「第4次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について、事務局より説明をお願いします。図書館副館長。

○報告事項第28号 「第4次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について

[関戸図書館副館長]

図書館副館長でございます。

それでは、議案書の111ページをお開きください。報告事項第28号 「第4次日野市子ども読書活動推進計画」の期間延長について御報告させていただきます。

議案書の次ページをお開きください。概要でございます。本計画における令和2年度から令和7年度までの計画期間を国の第5次計画の期間に合わせ、令和9年度まで延長するものでございます。

次に、今後のスケジュールとして、令和7年度上半期では、進捗調査票及びコロナ禍の状況においての各課計画への影響、課題のまとめを行うとともに、計画の現状を把握します。下半期は、現計画の中で変更点が生じている内容を中心に、関係部署で構成する委員会においてすり合わせを行い、改訂版を図書館協議会に報告の上、作成いたします。

なお、改訂版の内容については、国の第五次計画である子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要の基本方針に、多様な子供たちの読書機会の確保とあることから、多様な子供たちを包括する日野市の関係課として、セーフティネットコールセンターを加え、第4次日野市子ども読書活動推進計画での改訂内容の検討を進めてまいります。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。

御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。高木委員。

[高木教育委員]

ただいまの説明の中で、期間延長の理由について、国の第五次計画の期間に合わせて延長という説明があったわけなんですけど、その辺の必要性なり有用性について、もう少し説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

図書館副館長。

[関戸図書館副館長]

国の第五次計画が令和9年度までという理由のほかには、第4次日野市立図書館基本計画の計画年次が令和9年度までとなっており、これに期間を合わせ、末尾をそろえるということがございます。

また、第4次子ども読書活動推進計画の計画期間中に、新型コロナウイルスの影響があ

り、計画内容が思うように推進できなかったことから、その検証を行うために期間の延長を行うものです。

以上です。

[高木教育委員]

分かりました。

[堀川教育長]

ほかに御質問、御意見はございませんか。

[高木教育委員]

意見もいいですか。

[堀川教育長]

どうぞ、高木委員。

[高木教育委員]

意見として、日野市としては、図書館の基本計画や、今、延長となりました子ども読書活動推進計画、2つの計画等があるわけなんですけれども、今回、国の第五次計画に合わせて延長ということですが、その整合の在り方についても、令和7年度の中で併せて検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御質問、御意見はございませんか。

それでは、私から1点質問させていただければと思います。

今回は報告事項ということで、御説明、御報告をいただきましたけれども、今後の流れについて、御質問させてください。図書館副館長。

[関戸図書館副館長]

改訂版につきましては、現計画の変更に係る微修正のものであるため、策定委員会をつくらずに、関係部署を中心にした委員会と意見調整を行い、事務局にて改訂案を策定いたします。令和8年度の教育委員会において議案にかけることを想定しております。

以上です。

[堀川教育長]

分かりました。

そうしましたら、ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

なければ、報告事項第28号を終了いたします。

請願第6－13号 落選・義家弘介氏ら”反日教組議連”が09年6月文科省課長を呼び出し迫った教特法第18条2項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第6－13号 落選・義家弘介氏ら”反日教組議連”が09年6月文科省課長を呼び出し迫った教特法第18条2項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 107 ページを御覧ください。請願番号、請願第 6-13 号、受付年月日、令和 7 年 2 月 13 日、件名、落選・義家弘介氏ら“反日教組議連”が 09 年 6 月文科省課長を呼び出し迫った教特法第 18 条 2 項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願でございます。請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、108 ページから 110 ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は 5 分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

衆議院選で落選した義家弘介氏が、文部科学大臣なんかをやった人ですけれども、この人がやったことで非常に私が恐怖を感じたのは、1 ページの左下にある教特法、教育公務員特例法 18 条の改悪を非常に主張していたことです。

教特法の 18 条というのは、公立学校の教職員の政治的行為の制限は、国家公務員法の例によるとしつつ、2 項では、仮に”違反”、かぎ括弧つきの違反ですけど、違反者を処罰してはいけないと、こういうふうに書いているわけです。人事院規則で、この中身というのは、いわゆるデモとかそういったものを企画した、組織した、指導したということを想定しているようです。

義家氏は、タカ派の森喜朗氏、中山成彬氏、稲田朋美氏、有名なこういう方々と一緒に自民党の反日教組議連というのを作りまして、そこで 2009 年 6 月 16 日に、自民党本部に、当時の文科省初等中等教育企画課長を呼び出して、デモをただけで刑事罰に処するような主張をしているわけです。

課長は、「デモ行進参加は、必ずしも人事院規則の制限規定に入らない」というふうにはねつけてはいるんですが、今後こういう意見が出てくると、デモもできないような教員の下で習った生徒は、主権者教育の根幹の 1 つの請願行動もできなくなってしまうよということで、心配しております。

義家氏のいろいろな有名だったヤンキー時代のことは、担任の教員の頭にライターで火をつけたことなどの暴力事件を含めて、いろいろ書いてありますので、それは読んでいただいたとして、具体的請願事項としては、まず 2 のところです。文科省なんかに意見書を出していただきたいということの中身として、さっきのデモ、教員が行くと、もちろん勤務時間外ですけれども、それは合法であるということをしかりと教職員にも周知してい

ただくとともに、文科省にも言ってほしいと。

2－3のところは、その周知に当たって、義家氏は、愛国心を盛り込んだ教育基本法改悪に反対のデモを非常に意識して、「俺たちがやったことに逆らうのか」という感じで言っているけど、逆らって当たり前だと思うんです。そういう不法な法律案を出してきたりしたらね。そういうことは、ぜひ、反対行動をやっていいんだということは言うべきだということですね。

それから、2－4は、「教育への不当な支配」というところですね。ここをきちっとイデオロギー的なものについてはこういうふうに過剰に反応するということ。

それから、2－5の主権者教育は、2019年9月17日の私、文科省のこれ、今みたいにオンラインになっていませんで、現地に行って、傍聴取材してきました。小玉重夫教授がしゃべったことが非常に納得いきました。論争的なテーマですね。自衛隊、君が代、愛国心等は、賛否両論ある。こういった問題は両方教えなきゃいけないということをしつかりとドイツのボイテルスバッハ原則に基づいてやるべきだということを主張しておられました。

3ページに行きまして、さっき言った義家氏の言ったようなデモです。このデモというのは、別に大声を張り上げているだけじゃなくて、皆さん知っているように、日比谷野音辺りからずっと坂を上って行って、衆参の議員面会所がございまして、ここで、自民党ではない議員でしたね。社民党とか、立憲民主党とか、共産党さんとか、そういったような人たちに請願書を渡すわけですよ。だから、立派な憲法に保障された権利なんです。これを義家氏は敵視しているわけで、恐らく自分の意見に反対する人、国家主義に反対する人を敵視しているんでしょうけど、非常にこれはおかしいということを言っておきます。

それから、2－6、さっきのボイテルスバッハのことが載っておりますので、1969年の通達に比べて、2015年の通知のほうは非常によくなっていると、一応、小玉さんはおっしゃっています。

しかし、2－7に書いたように、何か非常に特定の言葉を強調し過ぎたりするなど、「特定の見方や考え方に偏った取扱いによって、生徒が主体的に考え、判断することを妨げないように留意すること」とか、この辺が、教科書検定基準にも同じような文言が載っているんですが、これによって政府の考え方だけを教えるようなふうにびびってしまうと、これは怖いことだと思います。やはりこういう言葉にびびらずに、きちっと、特に…

〔堀川教育長〕

請願者に申し上げます。

5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

〔請願者〕

はい。特に君が代については、「平和を祈念した歌」というふうに全く一方的なことを小学校音楽教科書では書いていますので、『指導要領解説』でも書いていますので、こういうことに反対するようなことが大事だと思います。

最後になりますが、堀川さん、もうこれでお別れになると思います。文科省に戻られるそう。ぜひ、文科省に戻ったら庶民の声を大切にしていきたい、最後一言だけ。こ

れ、教室の蛍光灯からＰＣＢの熱い油が落ちてきた、事件ってあるんですよ、蛍光灯の。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。

５分が経過いたしましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

はい。そしたら、本当に一言だけ。そのときに、文科省、君が代のほうを優先したそうです。ＰＣＢが落ちてきたことよりも、子供の命よりも、君が代を優先するような文科省であってはいけないと思います。今の国会議員から聞いた話です。

では、堀川さん、これでお別れになりますますが、よろしく。

質問、お願いします。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

[請願者]

ぜひ、質問をお願いします。

[堀川教育長]

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。

その理由についてですが、本請願、２、具体的請願事項として、２－１から２－８項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書をよく読ませていただきました。

また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項について、日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと。

以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

請願者の御説明ありがとうございました。

また、事前に頂きました請願内容もしっかり読ませていただきました。

その上でありますが、この請願内容は、請願者の考えに基づく一方的な主義、主張でありまして、日野市教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由が読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断しました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

御説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。表題に係る請願の背景と具体的事実など及び具体的

請願事項２－１から２－８について読みましたが、本請願は、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

請願及び資料を読ませていただきました。

また、今ほど請願者による説明も伺いました。ありがとうございました。

その上でですが、請願内容並びに請願に至る背景も含め、日野市教育委員会で取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、落選・義家弘介氏ら”反日教組議連”が０９年６月文科省課長を呼び出し迫った教特法第１８条２項改悪は、主権者教育の妨害なので今後とも改悪しないよう、文科省に意見書を出そう等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第６－１３号については不採択とすることに決しました。

これより議案第５８号、議案第６０号及び議案第７９号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和６年度第１２回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 １５時 １５分